

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 2月号

(通巻70号)

関西労働者安全センター

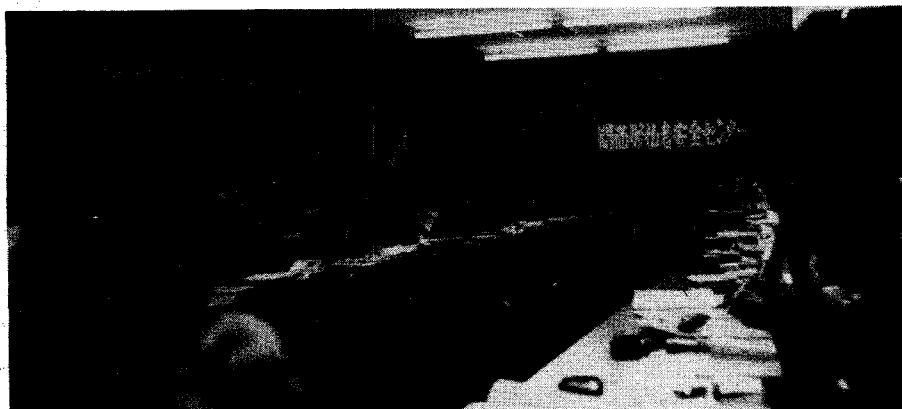
1980.2.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



●主張○ 全ての反対勢力を糾合し、
労災保険法改悪案を葬り去れ! 1

●展望をさぐる① 不況—労働者大量切り捨て
時代の中で、労災職業病闘争を如何
に労働運動強化の武器となしうるか
大阪労金労働組合 3
1.19座談会報告 7

●関西研究者交流会・新年会報告 19
—交流会の感懐・反省と今後の進め方について

●特集 前進する'80労災法改正闘争 No.3 21

- 1月分会計報告・年暮一時金カンパのお礼/9
- ニュース/10 ●1月の新聞記事から/17
- ニュースの裏側—悲惨な事件の背後に労災被災者の苦悩/18
- 読者からのたより—低劣な労災補償を改めよう!/24

主張

全ての反対勢力を糾合し 労災火保険法改悪 法案を葬り去る

何が何でも
廃案へ

2月4日、労災保険審議会は総評選出委員の反対意見を付記するといふ異例の形で、労働大臣が諮問していた「労災保険法改正案要項」を基本的に「了承」する答申を行った。今回の労災保険法改悪の要は既に様様な形で報じられているとおり、「労災保険給付と民事損害賠償の調整」の問題である。一言で言えば、労災の民事損害賠償裁判で一定以上以上の賠償を受ければ労災保険の年金を

ストップするという驚くべき内容のものである。既に総評中央を初めとする各労働組合、及びクロム禍被害者の会、じん肺患者同盟等の被災者団体が反対の意を表明し、廃案化するための闘いに打ち上がっているが政府・労働省が改悪案の成立を期している5月上旬に向け、全国的に強力な反対運動を組織し、全ての反対勢力を糾合し、何が何でも廃案にもちこむために闘わねばならない。

資本の基本路線を
受けた改悪案

関西経営者協会は73年の「労災保険法改正についての要望」の中で、今回の民事との調整問題について明確にその方針を打ち出している。資本側の方針は明確である。それは労働基準法の災害補償規定を削除し労災保険法に一本化すること、及び、労災保険からの給付があれば企業の民事損害賠償責任を免除するというものである。76年の前回の法改悪（傷病補償年金制度導入）の背景となつたのも同じく73年の関経協要望書であることから明らかなように、労災補償についての資本の基本路線及びその意向を受けた政府・労働省の方針を、73年関経協要望書を基礎にして正しく分析せねばならない。

今回の法改悪攻勢は、スライドや給付額改定のような枝葉の問題ではなく、労災保険法体系の根幹にかかわる問題である。そのことを十分に認識している労働省官僚は労働側・被災者側の反対気運を抑えようとし、「企業内上積補償は調整しない。」「慰謝料分は対象外」とか「現在裁判中のものは適用外」と矛先をかわずための口約束を惜しげもなく行っており、現に改正案要綱においても民責条項についても施行は81年11月以降とする「配慮」を示しているのである。

労基法全面改悪 につなげる 攻撃

我々は労働省官僚のこのような口約束によって事の根本を見失ってはならない。更に言えば、自分の現在の利益が損なわれないということとを闘いの歯止めにしてはならないと

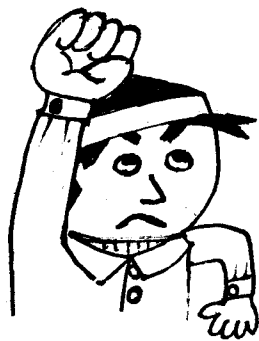
いうことである。今回の法改悪攻撃は第一に労災裁判の訴訟権の実質的侵害・企業免責であり、第二に、労基法からの災害補償条項削除・労基法全面改悪への突破口を狙ったものである。これまで労災訴訟が労働闘争の中で果してきた役割は極めて大きいものであり、労働者の生命と健康を破壊した代償がいかに高くつくものであるか、企業が労働者の安全確保のためにどれだけの責任があるかを思い知らせ、その闘いは行政の労災認定基準・補償水準、また労使の災害補償・安全の諸協定などへ波及しているのである。従って今回の改悪については廃案にする以外に「歯止め」ということはありえないと考えるべきであろう。そして労基法全面改悪攻撃との関係でも、79年9月に労基法研究会報告が出されていることから、今回の労災法の改悪攻撃が労基法改悪に連がるものであることも明らかであろう。

更にこの「調整」の考え方が通れば、単に労災に限らず、公害・薬害

等へ同じ考え方が波及することも必ずである。

あらゆる方策を 駆使し 大衆的決起を!

この2月20日までは改悪法案の国会上程は避けられない状況となっている。労災保険審議会での論議段階においても、既に総評中央をはじめとした労組、クロム禍被害者の会等の被災者団体の反対運動が開始されている。しかし、まだまだ労働者被災者の起ち上がりは不十分である。あらゆる方策を駆使して問題を大衆化し、大衆的決起を全国的に促していかねばならない。被災者・労働者の闘う力を確信して前進しよう!



シリーズ 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となしうるのか。(そのⅩ)

事務労働における

職業病斗争

大阪労金労働組合

①はじめに

けいわん発生の

状況

労組の活動の分野の中で職業病闘争が我が組合の最も遅れたものとしてあった。本格的に取組み始めて4年であるが、78年の大量発生を食い止め、治ゆしたり又、罹病者の多くが軽症に推移してきたのは79年からである。この間、松浦診療所・安全センターの助力を頂き感謝しているところである。この間のけいわん根絶に向けた取組みを紹介したい。

②労働組合としての闘いの経過

公式な場では決して話されないが喫茶店、飲み屋などの非公式な場では、けいわんについて「精神面での弱さだ」「仕事に対する甘えだ」とか果ては「さぼり病である」とまで話された。けいわん闘争の取組みはけいわんについての正しい認識を持つところから始めねばならなかった。この意志統一のために大切であったのは筋疲労特殊健診の結果をきちり報告することであった。職場の多くの労働者が「だるさ」「いたさ」などの自覚症状をもっていて、要治

①のけいわんに対する
認識の統一から始める

療者、要注意者が層として存在しているということが明らかになり、その意味では労働者の個人差があるとしても基本的には仕事によるものであることを具体例で示したことである。

また組合本部では松浦医師（診療所）水野医師（府職業病センター）に来て頂き講演をしてもらったり、支部では自己意見書の読み合わせ、パンフでの学習などを取組んでいた。

これらの取組みを通じて、けいわんは、事務労働、つまり手指作業によって発生するわけで、罹病者の治療のために組合員どうしが互いに助けあって治療を受ける体制をつくることの意志統一を図っていった。

② 保健衛生委員会を活用し

原因を排除く活動を行う

けいわん罹病者の大量発生を目の前にし、どこから手をつけるか迷っ

たところであった。けいわんはあくまで仕事に起因し発生するものであり、その責任は当然のこととして経営側にあるわけで、経営側に責任追及をすると同時に根絶のための努力をさせることにした。

保健衛生委員会は労使3対3で構成され、その下部組織として職場保健衛生委員会が存在している。労組としてはこの機関を活性化させ、けい腕根絶のための措置をとらせることにした。具体的には次の事を決定し、具体化させていった。

●入庫後半年あるいは一年で発症するケースが数例あった。学生生活から社会生活へという生活様式の変化、仕事になれないことによる緊張がその原因と推測される。その中でも営業窓口・出納業務でその発生事例が集中したため、これらの業務には入庫1年末満のものを配置しないことを労使の合意事項とした。

また、仕事で手指作業をし、家に帰っても洋裁・和裁を習うということになれば、けいわんの要因が重なることになる。そのため、入庫後1年末満の者については手指作業を伴う習い事を自粛するように徹底することとした。

●筋疲労の自覚症状があれば早期に診断を受け、治療に専念しうる体制をつくることを認めさせた。

罹病者の8割が松浦診療所で治療を受けているが、休業が必要な場合は休業を、時短が必要な場合は時短を認めさせている。

●罹病者及び要注意者(田)についての残業規制である。

けいわんの治療と労働条件は切離すことはできない。そのため、罹病者には残業を認めない、また、要注意者についても協定の半分までに制限する措置をとり、毎月の残業時間管理の重要なポイントとして徹底している。

●発症の原因が就いている業務と関係があり、医師の判断で他の業務に変える必要があるとされた場合、人事異動、配置転換ができるように罹病者の配転・異動については職場保

健衛生委員会あるいは保健衛生委員会の協議事項としている。

◎3支部で起ったことだが、罹病者の発生が契機となってなだれ現象を起し、大量発生をみることである。

例えば6名の職場で1名が罹病し、休業あるいは時短という措置をとるとどうしても他の5名に重く仕事がかかることになる。どうしても人員体制を早急に経営にとらせ、大量発生を許さぬようにしてきた。

総じて経営に「健康問題」が全ての問題に優先することを確認させつつ取組んできた。

③ 企業内認定に甘えず

労災認定斗争を取組む

全国労働金庫協会と上部団体である全労金の間で結ばれた中央協定のみに企業内認定制度がある。この制度には見舞金・交通費・治療費・治療時間の保障が含まれている。

全国的にみて、罹病者153人中

労災認定を受けた者は12名(内大阪は10名)と8%程度しか勝ちとられておらず、企業内認定でよしとされているのが現状である。私達が労災認定闘争を行なおうとしたのは次の3点からである。

①端末機、会計機などのオペレーションが原因で発症したのもあるが、そのほとんどがボールペンによるものである。ボールペンけんしょう炎の認定例はまれであり、突破しなければならぬ。

②被災者が未組織であったり、労働組合から見放されたりしていても認定されるといふ条件をつくるためにも認定例を多くすることが大切である。

③企業内認定では罹病者保護は企業内で働いている時に限定される。退職しても保障される社会的な保護を勝ちとる事が必要である。

関西労働者安全センターの助力を得て、15名の罹病者の内10名が認定を勝ちとる事ができた。

80年度の方針としては、企業内認

定だけでよいという罹病者の甘えもあるが、それを克服し、企業内認定の申請に際しては必ず労災申請の意志を確認する(つまり自己意見書を書く)という方法で、労災認定を全員がかちとっていくことにしている。特に自己意見書をどう書くのか、手続きはどうなっているのか等多くの疑問が労組に寄せられている。組織的に取組む視点より「労災申請手引書」の作成を計画、原稿の執筆に入っていて、3月までには完成させたいという計画である。

これを契機として、全労金に対しても全ゆる機会を利用して働きかけていきたい。

③ 現在の課題は

けいめんを

後生々せない

職場づくりのために

私達の労組では、罹病者の自己意見書から原因を推測し、その原因を

取除くための全ゆる努力をしてきた。しかし、けいわん根絶のためのキメ手はない。結論から言えば、職業病問題に狭く限定する事なく、労働条件・職場環境の整備・改善を行なう体制作りが重要であろう。

検診に関しては ㊶ 毎年1月に筋疲労特殊検診を行なう。 ㊷ 80年度からは松浦診療所での一般健康診断に併せて筋疲労の問診を実施してもらうことになり、年2回の特殊検診が可能になった。

保健衛生委員会は毎月1回実施し、その後労組の専門委員会である合理化対策委員会（各支部、青・婦人部より1〜2名で構成）で残業調査、けいわん罹病者の状況把握、人員問題、その他権利行使の点検などについて討議し、方針化するようになっている。

今私達にとって課題となっているのは次の3点であり、最大限努力し、克服したいと考える。

① 罹病者連絡会

再建

労組のけいわんの取組みには自ずから限界がある。あくまで対策であり、罹病者からの鋭い問題提起がない限り職場の改善が達成できない。罹病者自身の組織が求められ運動が展開されなければならない。

大阪労金労組にも罹病者連絡会が存在し、ヨガの体操教室、自己意見書を印刷した連絡会ニュースの発行等活発に活動していた。しかし、78年秋以降は自然消滅という状況に陥っている会合に参加者が少なくなり、連絡会の中心メンバーがパトスをなくしてしまったのが経過である。

8年秋といえば労組がけいわんについての方針を確立してきた時期で罹病者連絡会の役割がなくなりつつあったと言えるであろう。だが客観的にはより新しい位置付けからの組織化が必要であつたらうと考えられ

る。つまり、職場での治療をうける体制が整えられた状況を踏まえて、罹病者の立場から積極的に職場改善の提起をする運動を起すことであり、又、問題意識を企業内にとどめることなく、他の職場の被災者と交流し、共に闘う―つまり、職業病闘争を闘う自立性―ことが必要であつたのだ。一度壊れたものを再建することは初めての時より、より困難である。今、私達の組合として再建のための方針は具体化されていない。ただ、組合が主導しつつも、罹病者が交流しうる場を設定し再建の契機を作る。それとともに各支部で系統的に支部委員会と罹病者との意志疎通が図られることが必要である。

他労組の経験があれば教訓としていと考える。職業病のつらさ、痛みは罹病者にしかわからないものであり、又、罹病者からの問題提起がない限り職業病の根絶はできない。再建のための努力をしたい。

② 長期罹病者の

完治に向けて

短期間の筋疲労からけいわんになった罹病者の場合は早く治ゆる傾向にある。けいわんの発生状況べ述べたように6名が完治している。この人達は前記の急性の罹病である。

勤続年数が長く、かつ筋疲労の症状が長かった罹病者の完治はまだ達成しえていない。当然長い期間の治療が必要であり、職場での体制を維持する事が大切であると考えている。その期間を短縮できるならばその

治療方法を選択しなければならぬ。松浦診療所では要請に応じて運動療法を採用することを決め、実施されてきている。私達としてもこの療法に期待し、4名の罹病者が参加することを決め、経営にも費用負担を認めさせたところである。

③ 健康増進を更に

取組むことの重要性

職場環境とけいわんが不可分であると同様、基礎体力とけいわんの相関関係は存在している。出産後の体力消耗の状況で罹病した例、胃腸の

障害の状況で罹病した例からみてもそのことは明らかである。

健康診断、人間ドックの結果、40歳以上の職員の内8割近くが何らかの障害を持っていることがわかった。事務労働は当然のこととして全身労働でなく、又、神経の一部を極度に消耗するものでストレスもたまり易いのである。ノルマ的でない充的な健康診断と治療との一貫した体制がもとめられている。

また、労務管理と二重写しの健康管理でなく、労組が主導権を握りながら行なうスポーツ行事等で健康増進を図ってゆきたい。

(以上)

座談会

20団体・40名が参加

闘う側の意志一致の重要性を再確認

1月19日(土)午後2時より、森の宮労金会館において、「労災職業病闘争座談会」を行なった。この座

談会は80年の関西労働者安全センター旗開きも兼ね、安全センター運動を支え、担う多くの労働組合・団体

の内約20団体・40名の参加の下、行なわれた。

職場での苦心

この座談会は、本誌で昨年5月号

から開始した「展望をさぐる」の一つの集約点として設定したものであり、労災職業病闘争の理論化をより進めるために、誌上討論の中で触れることのできなかった点などを掘り起こしながら突込んだ討論をやるというものであった。主な観点は、労災職業病闘争を職場で取り上げて闘う場にどのような点に一番苦心するかということであった。言い換えれば、戦線内部でどのような意志一致が必要であり、そのことが闘う隊列を強化するためにどのように生かされているのかという教訓と問題点についてである。

問題提起として挙げられたいくつかの点を列挙してみると、まず、会社更生法下において闘う全金大阪亜鉛支部は、「経営にやらすのではな

く自分達労働者でやらねばならない。そのような中で、闘争で勝ち取った権利をただ行使するだけでよいのか。重要なのは、内部でどのような意志一致をして行くのかということ」という点が強調された。

全港湾建設支部では、名村分会の例を出し、下請労働者が全員解雇という攻撃にさらされている中で勝ち取った労災認定闘争の教訓として、「労働組合は被災者を救済する救世軍に止まるのではなく、長期に資本に食らいつき、被災者を含めて職場に戻るということを基軸として組合の力を強化するという解放軍の役割を果すべきである」という極めて明確な闘いの方向性が提起された。

全港湾大阪支部では、専門家との共同の取組みの必要から関西安全センター・労働者診療所を作り出したこと、更に、米穀運送の腰痛闘争を例に、この闘いの眼目は、第二組合を解体し、被災者を組合が自立的に管理して職場を守り、組合の力を強化していくことができたことである、

という報告があった。

“一致”を鍛える 日常活動が

これらはいずれも闘う側の意志一致の重要性を改めて指摘しており、このことなしには労職闘争はもちろんなあらゆる闘争を押し進めることは不可能であること。これらを本物にしていくために、職場での日常的な厳しい討論の積み重ね、闘いへの自覚的な参加が重要であるということであり、学ぶべきものは多かった。その他にも大企業で働く労働者として住友電工の闘う仲間からは、「新しいことをなかなかやらない労働者が多い」中で、労働問題は労働者の意識を変革する大きな武器となっているという報告がなされた。また、全石油セネ石塚支部では、第二組合から若い労働者を全石油に組織していった闘いが報告された。

今年も 大いにがんばろう

また、参加者全員には自己紹介という形で何らかの発言をしてもらい、職場の報告や座談会の感想・意見、そして決意表明など様々な主張が行なわれ、席上は大いに盛り上がった。次に、東京より参加頂いた、職業病認定問題に関する全国連絡会議事務局の塗師氏より、「労災保険法改正」を巡る情勢の説明と闘いへの決起を促すアピールが行なわれ、法改正反対の意志を会場全体で確認した。最後に安全センター常任事務局より、80年の抱負について提起があり、とりわけ組織の整備・拡大という課題については全港湾大阪支部の方からも断固やり抜こうという発言もあり、このことを全体の拍手で確認し、80年の出発にふさわしい意義の多い座談会は終了した。

この後会場を移し新年会。なべを囲んでのなごやかな席が持たれた。

80 1月分会計報告

収入

会費	265,400
機関誌	66,120
カンパ	107,200
年末カンパ	74,956
資料	1,000
計	514,676

1月分の収支	
+ 20,352	
先月からの	
くりこし	1,192,519
1月へのくりこし	1,212,871

支出

事務費	30,126	①
活動費	163,308	②
郵送料	15,890	
人件費	285,000	③
計	494,324	

- ① 大淀・南大阪事務所12月電話
- ② 社保料、旗びらき、東京出張
二回等
- ③ 1月分人件費(含アルバイト)

たくさん年の年末カンパを
ありがとうございました。

12月、1月と寄せて頂いた年末一時金カンパの合計は、
/、252、405円になりました。矛盾の全てが労働者
階級にしわよせされ、どんどん暮らしくくなっている中
でこんなにも多くのカンパを頂いた事に勇気づけられてい
ます。労基法・労災法の改悪等の反動化を許さず、共に闘
い続けることで皆さんへの御礼にかえたいと思っています。

前線から

南大阪

西労基署と交渉

体操療法を

労災保険で認めよ

——南大阪労働者診療所運営委員会——

去る1月30

日、南大阪労働者診療所運

営委員会は、

大阪西労基署

と交渉を行っ

た。この交渉

は、西九条ス

ポーツセンタ

ーにおける体操療法を労災

保険の療養範囲に認めよ、

というものであった。当日

は運営委員会代表、体操療法

を受けている被災者、被災

者同盟代表等を中心に三〇

名が参加した。

最初に運営委員会代表よ

り、西九条スポーツセンタ

ーで体操療法を行うに至っ

た経過等について説明があ

り、続いて松浦医師より、

頸肩腕障害、腰痛症等の被

にこのような

効果があつた

と、具対的に

感想を述べ、

労基署はリッ

プサーピスで

早く社会復帰できるように

保障せよと強い要求が出さ

れた。

これに対して西労基署は

全国でも初めてのケースで

あり即答はできないが、こ

の要望を真剣に受けとめ、

前向きに努力することを約

束した。

南大阪

腰痛症の

認定を申請

——全金 太平製作支部——

1月25日、全金太平製作

所支部は、組合員であるK

氏・Y氏の二名の腰痛症に

ついて、阿倍野労基署に労

災申請を行った。K氏の場合

は78年8月ころに機械を

持ち上げて移動時に、また

Y氏は79年7月に台木を一

人で持ち上げて移動した時

にそれぞれ腰痛を発症した

もので、いずれも災害的な

要素に基づいて起きたもの

である。

労基署側は、K氏につい

ては災害発生の状況が比較

的明確なので労災認定しや

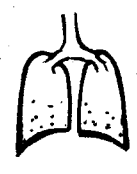
すいと返答したが、Y氏に

ついては、日時が特定でき

ない等あいまいな点もある
として判断をさけた。
支部では今後とも労基署
との交渉を続けて行く予定
であるが、オイルショック
以降の会社再建闘争の中で
労組が経営者に対して優位

な関係を創り出しており、
労災への取組みにも会社を
全面的に協力させて行くこ
とができるのは極めて大き
い点であろう。

南大阪



じん肺

全国アンケートの 第一歩

学習会を開催

全港湾大阪支部安全委員会

1月26日、全港湾大阪支
部安全委員会は第一福祉セ
ンターにおいて「じん肺」
を中心にして、労災職業病
闘争についての学習会を開
催した。学習会には各分会
の安全委員を中心に約八〇
名が参加した。

全港湾中央本部では、昨
年12月労災職業病対策委を
開催し、当面の重点取組み

労働者診療所の松浦医師、
医学的、法律的問題につい
ての話が行われた。
安全センター常任の榎本の
方から、それぞれじん肺の

南大阪

労災問題

↑ 一回から学習

全港湾建設支部 南ブロック



去る1月26日午後6時半
より芦原橋部落解放センタ
ーにおいて、全港湾建設支
部南ブロックは、労災職業
病問題についての学習会を
行った。南ブロックでは、
名村分会や東建設分会をは
じめとして労災被災者をか
かえた分会も多く、労災・
職業病に関する基本的な構
造を把握しておくことは是
非とも必要、ということど
であった。

関西労働者安全センター
からは講師として参加し、
最後に安全センターより
労災保険法改悪―民事損害

大阪南

元請責任追及の 証人調べ始まる

▼全港湾建設支部名村分会

賠償と労災保険の調整問題
の反動的な敬側のねらい
について説明し、今後共に
このような改悪法案の成立
を阻止するよう闘おう、とい

造船所で「ひずみ取り」
作業中、「脳血栓」でたお
れた全港湾建設支部名村分
会の雲見さんに対する、名
村造船本社の責任を追及す
る雲見労災裁判（損害賠償
請求）も、第六回目を迎え
ようやく証人調べの段階に
入った。

第六回公判は、1月30日
午前10時半から大阪地裁に
おいて行われ、当日は雲見
さんをはじめとして、建設

た「ひずみ取り」作業（鉄
板のひずみをバーナーで熱
し、水をかけて修正する）
での極端な温度差、換気の
悪さ、高所作業など全てに
ついて、充分な対策を取っ
ていたと言いがれ、「い
つ解雇されるかわからない
精神的不安を与えた」点に
ついては全く否定し、「脳
血栓は私病で、仕事との因
果関係がないことは、他に
発病した者がいないことを
見ても明らか」と許しがた
い責任のがれの姿勢を明ら
かにしている。

この労災裁判は、組合の
予定。4月18日午前10時半
に立つ

なお、次回公判は今回に
続いてTさんが証人に立つ

大阪北

労基法改悪問題で 学習会

●●●中津地域共闘●●●

1月31日、中津地域共闘
に参加している全金岩井計

算センター支部、労金労組十三支部などは全港湾建設支部古川分会において、今年初の例会をもち、労基法改悪問題を中心にして学習会を行った。

学習会の確認として、昨年9月に出された労基法研究会の報告「労働契約・就業規則」は、①労働協約の

軽視―就業規則の強化 ②労働争議への権力的な介入 ③使用者の解雇権の拡大等労働運動に正面から敵対するものであることを学習した。

政府・資本がこれほど明確に「労使の新秩序」―労働運動の骨抜きをうたい上げていくにもかかわらず、労働側の反応が極めて面白いという状況を踏まえ、今後労働運動の具体的な問題点と照し合せてこの問題について更に学習を進めると

もに、各労組の中で、そして行くことの方が確認され、より広範に問題提起して来た。

野 生

職場パトロールの目安作成に向け 環境・健康調査を実施

▼全金オーシマ支部▲

大阪市生野区の全金オーシマ支部は昨秋闘て労災職業病問題にとりくみ、労災中の賃金百%保障などの協定をかちとり、協定の中味をより具体的な実践に移していくということ、被災者の握と職場パトロールをとりくむ方向を打ち出した。

一月二十五日、職場パトロールを開始する前に目安をつくらうということ、関西労働者安全センター、南大阪労働者診療所と協力して職場調査を行った。主

要には、グラインターなどを扱う粉じん職場の環境調査、洗じょう用の有機溶剤

大 阪

労災保険法改悪問題に 論議が集中

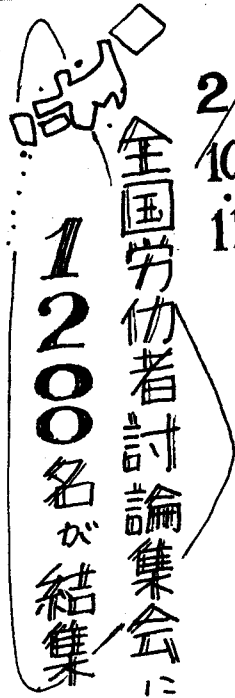
職業病認定問題に関する全国連絡会議 世話人会

2月10・11の両日、職業病認定問題に関する全国連絡会議は、被災労働者全国

の世話人会を開催した。世話人会では全国連を結成した段階における六つの主要任務について点検するとともに、今後の主要な役割については、「被災者の闘い、

に関する測定、そして各職場ごとの健康調査を行った。当日、会社側も職制を一人同行させたり、写真を禁止するなどかなり神経をいらだたせていた様子だった。今後、調査結果をまとめ、職場パトロールの目安をつくり実行に移していくつもりでいる。

大阪



労働者（組合）の闘いと専 門家の取組みを結合し、総 体として労働闘争のつなぎ 目」と位置付け、全国連独 自の重点取組みとしては、 「認定問題の全国的情報交 換と経験交流」を行うこと を確認した。

これら運動の総括と併 せて、世話人会では①労災 全国的な反対運動を全国連

2月10・11日の二日間に わたり大阪・芦原橋部落解 放センターにおいて、第四 回全国労働者討論集會が開 かれた。集會には、「労働 情報」の読者を中心に全国 各地から、「労働戦線の右 翼的再編と対決する」をメ

10日夕方から11日の午前 にかけて、第一から第六に 分かれて分科会が行われた が、ここでは第五分科会の 「資本の健康破壊から生命

としても呼びかけていくこ とが確認された。第三回の 全国集會についても、改悪 労災法の国会審議が大詰め となる5月前半に設定し、 全国的な結集を促すことが 決定された。

から追放せんとする攻撃一 について報告があった。

助言者の豊田氏（北摂労 職対）は、永久不況・減量 経営の下で労災・職業病の 発生は増加の一途にあり、 SSK争議においても労災 問題は大きな課題となった こと、更に労災職業病闘争 は「敵を孤立させ包囲し、 味方を團結させる戦略的な 問題になりうる」として、 80年代労働運動へ向けての 労働闘争の課題を提起した。

報告をした。参加者数は 約一〇〇名。

分科会は先ず、労災職業

病闘争を巡る全体的な情勢 について説明がなされた後 具体的に全港湾中央から、 労災保険法の抜本的改悪と

同しく橋井氏（全金大阪 亜鉛）は「安全と労働を結 びつけるためには労働の質 を変えなければならぬ」と

して登場している「民事損 害賠償との調整問題」につ いて提起があり、更に全電 通福島から、全電通中央か らの官僚統制―労使一体と

つまり「押しつけられた労 働ではなく、自分達の社会 を建設するという労働がな ければ安全と結びつくこと はない」という提起を行っ た。

その他、災害源除去の闘

いは、職場で労働者自身が
 どのような仕事をするのか
 という権利を獲得すること
 であり、このことは資本と
 真向から対決する労働者自
 主管理をも内包する闘いで
 あるという提起もあった。
 月号「特集」参照。

大阪 大阪市雇労働者 労災職業病に闘う 大学習会を開催



2月15日、大阪市職労は
 国労会館において民生局支
 部、弘済院支部などを中心
 に各支部から二〇〇名が参
 加して、公務災害・職業病
 についての大学習会を開催
 した。当日の講師として岡
 山大学衛生学教室の久米医
 師より「労災職業病と労働
 組合運動」と題して、医学
 的立場から報告が行われ、

この第五分科会では、特

別分科会決議として「企業
 免責」「労災裁判圧殺をねら
 った労災保険法改悪に反対
 行動を取り組もう！」とい
 う決議文が採択された（今

また、第四回討論集会全

体としては、全金田中機械
 支部の闘争報告、分科会報
 告などを行い、最後に大会
 宣言を採択し、二日間にわ
 たる集会を終えた。

最後にまとめに立った本

部の宮脇氏からは、「これ
 までは個々の支部での取り
 組みが中心であったが、今
 後もこれら闘いの積み上げ
 が必要なことはもちろんの
 こと、本集会を契機として
 横断的な取り組みへと発展

定状況やリハビリ勤務の実
 態等についての報告が行わ
 れた。

させたい」との報告があっ
 た。

倉敷

ミラロン鉛中毒斗争
 中央審査会と現地の闘いの
 結合を

3/14 倉敷労基署交渉

岡山県倉敷市の小野千秋
 さんは七二年劣悪な労働条
 件下で大量の鉛を吸い込み
 重症の鉛中毒で倒れ労災申
 請を起した。ところが倉敷
 監督署は、会社の言い分を
 一方的に聞き不支給決定を
 下した。その後局審査官の
 段階でも却下され、現在中
 央審査会で審査中である。
 三年前より支援の輪も広が
 り始め、中央審査会と現地
 の闘いを結合すべく、二
 月十四日倉敷監督署に「不

支給決定の際の事実誤認を再調査せよ！」と交渉に取りくんだ。

当日は、現地の支援共闘会議の仲間に加え、被災労働者全国協議会、同関西協議会、関西労働者安全センターも支援にかけつけた。

最初は署長、次長とも横柄な態度であったが、交渉の鋭い追及と明白な事実誤認の資料の前に遂に再調査を約束した。

（詳細は次号に掲載の予定）

広島

労災職業病講演会に

100名以上が参加

花がふる斗いの輪

●広島労災職業病研究会●

1月12日、第4回の労災職業病講演会が行なわれた。今回のテーマは「職場闘争から地域共闘へ」で、全林野山口分会委員長・山口泉、労評労災職業病対策委振動病小委員会事務局長の佐内仁氏、白ろう連会長渡辺氏に講演して頂いた。

佐内氏は、振動病小委の

構成と活動内容について、又、全林野山口分会の職場での10年以上にわたる振動病根絶をめざす取り組みの具体例や、それから民間・未組織・全通・自治労へと闘いが拡大し、白ろう連が結成されていった経過などを話された。更に渡辺氏は、自身の被災体験・治療方法

・白ろう連の活動など、被災労働者として振動病撲滅のために闘っている経験を紹介された。

講演会のスローガンは「地域に闘いを拡げて労災職業病をなくそう」ということで多くの労組の講演会賛同を得、全林野・全通をはじめ百人以上の参加が得られた。

横浜

横浜港の港務病申請

11名を労災認定

腫痛症しか認めず、残る問題点

一昨年8月来推し進めてきた全港湾横浜港分会の港湾病集団申請に対して、2月16日までに、16名の内11名に労災認定が出された。昨年未だに認定を受けた須藤さんに続き、11名もの労働者が認定された意義は大

一昨年8月来推し進めてきた全港湾横浜港分会の港湾病集団申請に対して、2月16日までに、16名の内11名に労災認定が出された。昨年未だに認定を受けた須藤さんに続き、11名もの労働者が認定された意義は大

1月の新聞記事から

1・1 79年一年間の大阪府下の交通事故による死者は321人で戦後最少タイ記録

1・3 労働四団体が60歳定年を法制化するため一年令による雇用差別禁止法案」の要綱をまとめた

1・4 労働省は「職場の男女平等を法制化」しようとして、その指針作成のための専門家会議をスタートさせた

1・7 関経連会長は今春闘について、「経済の運営上ベアはできるだけ妥当な線に抑えるべきだが、物価次第では秋にも見直しを」と二段階賃上げを示唆

宮崎県西都市で速川神社の参道つり橋が落下、7人死亡、15人重軽症

1・9 京都府長岡京市で下水道マンホールで爆発マンホール内で作業中の下請労働者が二週間のケガ

1・11 社会党・民社党は公企体労働者のスト権問題について、首相の中止命令や予告を盛る条件付きで付与する基本要綱をまとめた
総評が佐世保重工（労愛会）の闘争の支援を決定

大阪西淀川で慢性気管支炎の公害病患者が電車に飛び込み自殺

1・12

大阪府はリンを含む合成洗剤を府の施設から追放する「府合成洗剤対策推進要綱」を定めた

ゆてめん、かまぼこの漂白・殺菌等の添加物である過酸化水素に発ガン性があることが明らかに

1・17

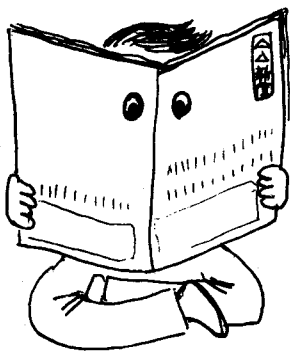
高浜原発3・4号機（関西電力）増設について原子力安全委員会は、安全審査に伴う初の公開ヒアリングを行った

1・18

「センソク性気管支炎」の認定要件について、環境庁の専門検討会は6歳以上は「切り捨て」の最終報告をまとめた

1・21

京都大学農学部において「ムラサキツユクサ関係者交流集会」が開かれ、今後観察方法を統一し各地のデータと比較すること等を決める





悲惨な事件の背後に

労災被災者の苦悩

一月三十一日、三重県熊野市で一族七人を殺害し自らも猟銃で自殺した池田一通氏は、その後の調べて白ろう病患者であることがわかった。

いつものことながら事件の背景を調査することなしにスキヤンダラスな報道をしたマスコミに対する批判はさておきとして、事件の背景を労災職業病の観点から探ってみよう。

池田氏は採石工をしていて振動病にかかり、一昨年十月に砕岩機による振動障害として労災認定された。症度区分はCⅡで労働省の通達によると、白ろう現象が多発し、不安感、抑うつ

状態、睡眠障害などの神経症状も現われるとなっており、振動をおこすような作業（自動車の運転さえも）は一切禁止すべきとなっている。

しかし現実には、事件当日も午前中採石作業をしていた。労災補償が療養補償のみかどうか定かではないが、家族を抱えて生活が苦しかったのは事実であろう。それに追い打ちをかけるように半年ほど前より長男がシン臓病で入院し出費が重なっていた。更には外見上健康体とかわらないのに仕事ができないうえ、周囲から怠け者と白眼視されていたこともあっただろう。

この事件の背景には、職業病にかかったために、病気に苦しめられ、仕事を奪われ、世間から冷い眼でみられていたということがあった。その上に子供の病氣、寒い屋外での作業（寒さ、冷たさは振動障害に最も悪いとされている）が加わり、精神的、肉体的苦痛が極限まで達していたと考えられる。

誤った銃口の方角

仮に適切な治療と十分な生活保障があったならば、このような悲劇は決してお

こらなかつたことは断言できる。この悲劇の根本の原因は人間を商品としか扱わない資本主義制度にあり、その代弁者としての労働省の被災者切り捨て政策にあることは明らかであろう。

その意味で池田氏は向けるべき銃口の方角を誤っていたといえるだろう。同じ振動障害で苦しんでいる甬立済義氏（被災労働者全国協議会議長）の弁をかりるならば「自分の指が血の気がなくなり、自分では手首や指が動かせない状態（白ろう現象）は患者の自分でも理解できないし、周囲の人達が理解できるはずがなく、まして人間性を無視した行政、資本に何一つわかるわけがない。だからこそ、被災労働者自らが怒りを組織し、闘いに立ち上がる」とが最も必要なことである。

労災・職業病・ハム害と闘う

関西研究者交流会

1950年

報告

去る1月12日（土）南大阪労働者

診療所において、研究者交流会の新年会を開きました。この呼びかけは

左記のようなもので、会員の提案に基づいて親睦とざっくばらんな討論をはかろうというものでした。

周囲の激動と対比的に、研究者運動の鎮静を強いられた七〇年代でしたが、私たちの内にも深いエネルギーをたくわえてきたと思えます。私たちがいくつかの領域と分野でたくわえてきた技術と力の深化と展開を心がけ、激動に加担できると念じています。

私たちの交流会も早や二年を経そろそろ成果を世に問う時期でしょうか。今までの学習と討論の成果をパンフレットに結実させ、今後の発展を期すべく、一九八〇年代の幕明けにふさわしい新年会を催したいと思えます。

有意義な新春放談会

集まったのは、常連メンバーのうち二三名を除く約一〇名で、この一年間取り組んできた職業病認定要件策定の諸テーマのうちいくつかについて私たちの意見をパンフにまとめ上げる話と、今までの会についての感想や今後の進め方などについて討論を行いました。

会は新年会らしく、寿司や中華料理をつまみながら、アルコール入りのにぎやかな議論の場となり、ざっくばらんで、会員の卒直な考えを述べ合える新春放談会となり、お互いの苦勞も了解し合える有意義な新春もてきたと思えます。

パンフレット作成に関しては、事務局より大まかな提案を行い、討論により追加・修正、原稿書きの分担

も含めて話が進み、3月中旬に原稿をまとめ、春には仕上げようということになりました。

交流を基本とし

討論を深めよう！

先ず安全センターより会の今後の方向について提案があり、研究者運動や労災職業病闘争についても討論し、労働行政との闘いや、産業衛生学会への比判的介入などの運動を共に担っていくような運動体として強化していく必要があるのではないかとその意見が出されました。それに対して事務局より、交流会全体としては、諸闘争に関わる参加者の交流の場とすることを基本とすべきであり、その中で会員の取り組む運動や講師の提起する運動などに可能な限りの支援や協力を行えるよう討論を深めていきたい、との意見が出されました。

た。

そのあと、参加者の活発な発言が相つき、今までの感想や今後の進め方について、具体的な意見が数多く出されました。以下がその主なものです。

今後の進め方を

5点について確認！

(1) 交流会で職業病闘争などに取組む労働者をまじえて学習討論をするのは非常に有意義で、本日の労働衛生学習の場だと感じる。今後も労働者の報告を聞き討論する場をもっと増やしてはどうか。

(2) 会の名前に「公害と闘う」も入っている。職業病問題に限らず、公害と取り組む研究者にもっと参加してもらい、交流や共同を広げていってはどうか(瀬戸内汚染やびわ湖汚染に取り組むグループとの共同討論の計画も実現していない)。

(3) 職業病闘争への取り組みにしても、研究者運動にしても、やはりその情勢や現実的課題を総合的にハ

握して基本的方向を意思一致させていくような討論は必要だ。

(4) 原発問題は科学技術の問題としても、エネルギー問題や放射線障害・原発労働者問題としても重要だ。今年の大きなテーマとして連続講座の形式で会をもっといってはどうか。

(5) より広範な研究者と連絡をとり参加を呼びかけたり、協力関係を深めるためにも、事務局体制の強化が必要だ(会員のS氏に入ってもらい、安全センターも協力する)。

当面のテーマ設定と

パンフの作成！！

このような討論に基づいて当面のテーマとして①研究者運動・労災職業病闘争を巡る情勢 ②原発問題、エネルギー問題、放射線障害と原発運動 ③労働者の闘いと研究者の共同 ④中国の科学研究や医療とその制度 ⑤民科運動や民医連運動などの批判・総括 ⑥全共闘運動や青医連運動、労職研運動などの総括、を上げてみました。具体的にはあと

二〜三回討論をして今年4月ころより新たな計画で始めていきたいと考えています。2月3月の二回は、パンフの原稿の検討を主として、4月以降の具体的なテーマや講師の案を考えながら会を進めたいと思います。

労災保険法改悪に

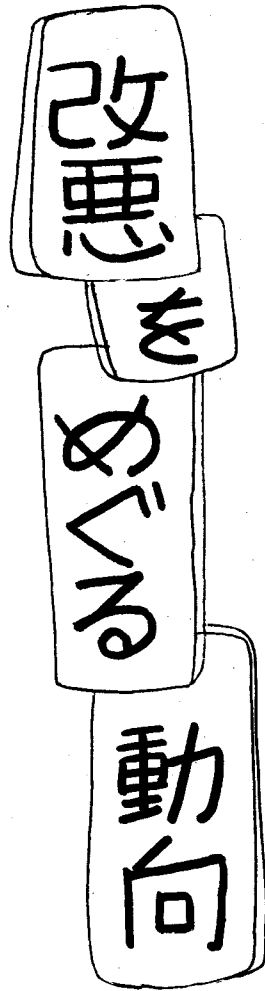
反対しよう！

またこの会に大きく関係する最近の動きとして、労災保険法改悪の動きがあります。これは労災保険の補償を受けている場合に、会社への損害賠償訴訟を行うのを抑制せんとするもので、現在労職闘争の大きな柱となっている労災裁判闘争を抑圧する政府、資本家の露骨な攻撃です。これについても検討し、反対闘争に参加していく必要があると考えています。

※ 第22回交流会 ※

- 2月23日(土) 午後4時より
- 南大阪労働者診療所 4階
- テーマ、マンガン中毒など

特集 自來水 即前道する 労災法改正 No. 3



労災保険法改悪をめぐる動向は、

1月19日、労働省が「改正案要綱」

を労災保険審議会に諮問するに至り

再び激しいものとなっている。以下

経過を述べる。

1月21日 総評・被災者団体（全国

じん肺患者同盟・クロム

禍被害者の会・被災者全

国協等）との懇談会

1月28日 総評・単産部長会議・総

1月29日

評大会にて反対決議案提

出を確認

総評、改悪反対闘争の指

示文書

1月30日

労災審開催。クロムなど

被災者団体の抗議行動や

総評側委員の強い反対で

1月30日

結論もちこし

総評立会いで、労災審の

隅谷会長と被災者団体が

話し合い、総評が反対す

れば労災審での強行はし

ない、との確認

2月4日 労災審強行、総評側委員

の反対意見を付記して「

要綱案」を了承するとの

答申をまとめる

2月6日 総評臨時大会、労働省

の激しい切り崩しによっ

て、反対決議案の提出見

送りとなる。

2月中旬 国会へ法案上程（予定）

このように極めて目まぐるしい動

きを示したのであるが、反対闘争は

いよいよ国会の場へ移ることとなる。

既に被災労働者全国協議会等は国会

の社労委員へ協力要請書を送付する

等取り組みは開始されている。今後、

審議の段階で最後まで反対の立場を

とった総評と全国の被災者団体とが

いかに協力して反対運動を盛り上げ

ていくかがカギになっている。

大阪総評労働対

改悪

大阪労基局

法反対

交渉へ

2月1日、大阪総評労働対は会合を開き、労災保険改悪問題について

の論議が行なわれた。全港湾関西地本から、(1)大阪総評として絶対反対である旨、再度中央総評に意見を出すこと、(2)春闘共闘関西プ

ロックで、労災審の委員を招いて大衆的な討論を行なう、(3)大阪総

評として大阪労基局に対して大衆的な交渉をもつこと、の3点の提起があり、論議の末、強い反対の意志を

決定すると共に、大阪労基局交渉・団体署名・学習会等の具体的行動を確認した。

労災審の最終日となった2月4日には、1日の決定に基いて、大阪総評は大阪労基局に対して、(1)民

事との調整部分を撤回するよう労働大臣あてに上申すること、(2)大

阪地方労基審を開催し、民事との調整には反対である旨の建議を行なうこと、の2点について交渉の申し入れを行なった。

2月6日の中央総評の大会での反対決議は空振りに終わったが、大阪をはじめ、各地の県評・地評段階での反対の動きは逆に活発化しており、今後の反対闘争の大きな基盤となるだろう。

全国協の動き

労働省への抗議行動を

被災者独自で貫徹

一月三十日、日化工ケコム禍被害者の会と共に労働省、労災保険審議会に対して追求行動を取り組んだ。

災労働者団体として初めての具体的な行動であった。

今回改正案の中で「民事損害賠償と労災保険の調整」という暴挙を行なおうとしている労働省に対して、被

大臣に対する直接会見を要求して、労働省三階の大臣室前に座り込み、抗議の声を上げる被災者の前に室長は大臣に意向を伝えると約束した。そ

の後、労災保険審議会会長との会見を行い、この調整がいかに多くの矛盾を含んでいるかを徹底的に暴露した。

同日四時から開かれた労災保険審議会に対しても、廊下から抗議行動を行った。審議会終了後再度会長と会見し、本日で審議を打切る予定であったが（労働省はかなり強硬に主張したらしい）、次回に延ばすことになったこと、答申に反対意見を附記して労働大臣に提出することを確認した。

被災労働者の力で、このような成

果をかちとったことは、今後の闘いにとって大きな意義となるだろう。

白紙撤回を

二月九、十日、大阪で第三回代表者会議が開かれ、一月三十日の成果を確認すると共に今後の闘いにもどのように取り組むのかということを中心に話し合った。オブザーバー団体として広島労働研、愛知職対連が初めて参加した。

調整問題については基本的なとらえ方として、労災保険法の性格をも

変える重要な問題を含んでいるということから、決して条件闘争ではなく、白紙撤回、廃案を要求していくことが確認された。具体的な行動としては、反対アピールを全国に出すこと、国会衆参社労委の議員に要請行動を行うこと、更には労働大臣あてに反対署名を取り組むことを決定した。

定期報告書の差止め問題については差止め粉碎対策会議の解決案を了承し、共に解決に努力していくことが確認された。

資料

企業免責に労災裁判圧殺を狙った 労災保険法改悪に反対行動を取り組もう

第四回全国労働者討論集会 「資本の健康破壊から生命を守る闘い」分科会

政府・資本は、労災職業病闘争の鎮静化、企業責任追及闘争をやめさせ、右翼的労資安定帯の確立を狙って、労災保険の抜本的改悪をかけて

きた。二月四日には、総評の反対、被災者団体の抗議を押し切って労災保険審議会は労災職業病発生の企業責任を免除する改悪案の諮問を了

承し、間もなく国会に上程される。今回の改悪案は、一九七三年に関西経営者協会「要望」で出された①労働基準法から災害補償の規定を削

除すること ②使用者の民事責任を免除すること、という資本の要求に屈服したものであり、一九七七年の最高裁判決に違反した被災者切り捨て攻撃に他ならない。

「労災保険を受給していて、裁判で損害賠償を取った時には労災保険を打ち切る」という今回の改悪案は、低劣な補償額のもとで苦しんだ被災者が裁判で勝ち取った企業責任の成

果を反古にし、同時に企業責任の職

場闘争で保障させてきた企業内上積み補償をも「二重取り」といいがかりをつけ、「調整」していこうというものであり、労災職業病闘争に全面的に敵対するものである。

一部労働団体を取りこんだ労働省は、右翼的労線統一を利用しつつ、総評などの反対闘争の封じ込めを画策している。全国の被災労働者・活

動家は、労災裁判圧殺・企業免責を

狙った労災保険法改悪に反対し、反動法案粉碎の為に具体的行動を起こそう！職場・地域から反対行動をつみあげ、断固として改悪案を粉碎しよう！資本の攻撃に対決し、災害源除去を目ざした労災職業病闘争をさらに拡大していこうではないか。

一九八〇年二月二〇日

読者からの
たまり

低劣な労災補償を 改めよう！

福岡県 労働障害者年金受給者会 中島 蔵 市

前略 私達は福岡県労働障害者年金受給者会です。いま職業労働者にとつて多発激増する労働災害職業病の問題は極めて切実な課題ではないで

しょうか。それは労働者のもとでも

も言える生命と健康な身体を失い、しかも一たん被災したら低劣な労災補償で本人はもとより、遺家族の生活が根底からくつがえされ、路頭に

迷わざるを得ない実情なのです。このような事態を一日も早くなくして労働者または被災者が安心して生活が出来るように願いたい。

◎労働災害補償

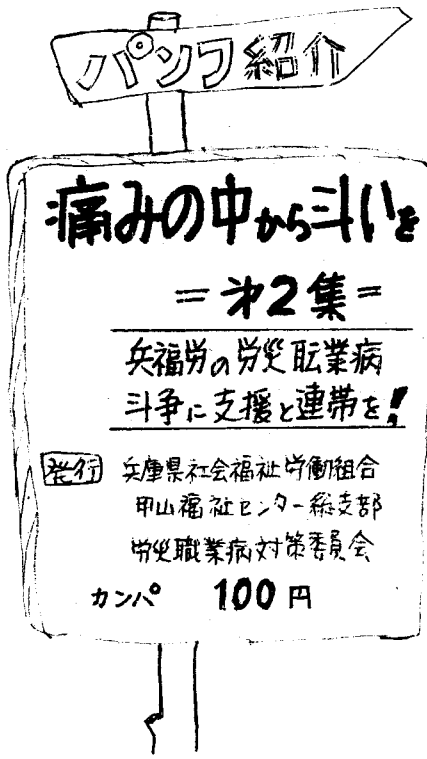
年金受給者の要求◎

我が国の高度成長期において増産のためその一翼を担ってそれぞれの分野で日夜産業の労働者としてその

職務に従事し、その底辺で汗と油にまみれ困難な業務と闘いながら、今日の世界一の産業国家と成しとげた。その中において悲惨な業務上の災害で不慮の事故により多くの犠牲及び障害を身に受け、その後遺症の苦痛を一生背負い社会復帰は望めず、家族と共に苦しみまたそれによってうける家族の精神的かつ経済的苦しみは筆舌に尽しがたいものです。言うなれば私達障害者は、戦後の日本経済の基盤となった犠牲者です。

現実に私達障害者が希求するものはなんであろう。生きるための糧の

■表紙写真 1月19日 安全センター
旗びらき(p.7~9参照)



確保が問題である重度の障害者は、補償年金にて生きて行く他ありません。しかし、弱者の障害者年金受給者にはまだまだ恩恵が低劣である。労働災害補償保険の内容はかなり改善されたが、憲法で言う健康で文化的な生活には、私達障害者はあまりにも遠すぎる。私達障害者の実態を今少しハ握られて、七項目の要望事項に対して改めて改正審議をして頂きたく御願ひ申し上げます。

一、重度障害者の給付日額の改善
今障害者3級で六七%給付されているが、3級で一〇〇%に抜本的

改正を

二、スライドのあり方を検討された
い 社会の実情からして一般労働者に賃金のスライドその変動があった場合、被災労働者の昇給を相定して毎年4月1日増額すること

三、重度障害者1~3級の遺族補償の立法化を望む

四、重度障害者以上労災健康管理手帳を交付すること

五、上 障害者の作業訓練所の開設

六、ポータス特別支給の改善

七、遺族特別年金給付を再検討すること

以上

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28